

令和 6 年度第 1 5 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 1 1 月 5 日

担当部・課：復興企画部地域振興課〔内線 4 2 4 7〕

① 件 名
石巻市過疎地域持続的発展計画の変更について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 令和 3 年 4 月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和 1 2 年度末までの時限立法）が施行されたため、同法に基づき、過疎地域とみなされる河北、雄勝、北上及び牡鹿の 4 地区を対象に、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間として、令和 3 年 1 2 月に石巻市過疎地域持続的発展計画を策定した。その後、令和 4 年 4 月に桃生地区が過疎地域とみなされる区域として追加指定されている。以降、過疎地域の持続的な発展を推進するために、定期的な見直しを実施してきた。 【目的】 掲載事業の追加等により石巻市過疎地域持続的発展計画を変更し、当該地域の持続的発展に資する。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 基本計画 第 5 編 地区別将来展望
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 5 ～ 9 月 庁内各課へ計画変更の有無を照会 1 0 月 宮城県と計画変更に関する協議 1 0 月 宮城県同意
⑤ 主な内容
石巻市過疎地域持続的発展計画を変更する。 【主な変更箇所】 ・掲載事業の追加及び事業内容の一部変更 ・統計データの更新 ・その他文言等の整理
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
新たに掲載する事業について、過疎地域の持続的発展に係る事業を総合的かつ計画的に推進することが可能になるとともに、過疎対策事業債（充当率 1 0 0 %、交付税 7 0 % 算入）の活用が可能となる。 ※ 合併後の過疎対策事業債活用額（令和 5 年度まで）：6, 1 1 9, 7 0 0 千円
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
県内の過疎市町（6 市 1 0 町）の内、令和 6 年度中に登米市、七ヶ宿町及び丸森町で計画の一部変更を行った。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 6 年 1 2 月 市議会第 4 回定例会に計画の変更について提案 令和 7 年 1 月 国及び県へ計画書を提出
⑨ その他